

☆中富良野町から転出される方へ☆

中富良野町の発展へのご協力
ありがとうございました。



※新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。

手続きに必要なもの ①転出証明書 ②届出人の印鑑 ③届出人の本人確認書類(運転免許証など) ④個人番号カード
⑤年金手帳(国民年金加入者のみ)など

R2.5

チェック項目	中富良野町での手続き	窓口	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	保険者証をお返してください。	国保住民係	あらためて加入の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 75歳以上の方(後期高齢者)	転出(予定)日をもって資格がなくなります。		
<input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証(障害、ひとり親家庭、乳幼児)をお持ちの方	受給者証をお返してください。	国保住民係	転入先の担当窓口に制度の有無を確認の上、必要な書類等をあらかじめご確認ください。
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている方	印鑑登録証(カード)をお返してください。	国保住民係	あらためて登録の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有している方	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参し、廃車の届け出をして、「廃車証明書」をお受け取りください。	税務係	廃車証明書を持参して、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 水道・下水道の利用者	水道・下水道の使用中止の手続きが必要です。	生活環境係	あらためて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 65歳以上の方及び40歳以上で介護サービスを受けている方	介護保険者証をお返してください。	(なかまーる) 介護福祉係	あらためて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している方	消滅の届け出が必要です。	(なかまーる) 社会福祉係	あらためて認定請求の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している方	住所変更の手続きが必要です。		証書を持参して、住所変更の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している方			手帳を持参して、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 各心身障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	手帳の種別、等級により手続きが異なります。社会福祉係へお申し出ください。		
<input type="checkbox"/> 小・中学校に在学中の児童・生徒のいる方	在学中の学校から「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」をお受け取りください。		転入先の教育委員会へ、ご確認ください。(左記の証明書を持参して、新しい学校の指定を受けてください。)

<input type="checkbox"/> 町営住宅等入居者	建築土木住宅係	<input type="checkbox"/> 防災無線機の返却	国保住民係
<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	生活環境係	<input type="checkbox"/> 緊急通報電話	(なかまーる) 社会福祉係
<input type="checkbox"/> 自立支援医療	(なかまーる) 社会福祉係		

税金などに未納のある方は、早めに納めていただくようお願いします。

中富良野町役場
税務住民課 国保住民係
☎0167-44-2124

※転出証明書に記載してあることが変更になった場合でも、この転出証明書で、新住所地で変更事項を申し出て、転入手続きをしてください。
※都合により転出を取りやめるときは、転出証明書と印鑑、本人確認書類(運転免許証など)等をお持ちのうえ、転出取消の手続きをしてください。